

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

令和元年度における情報提供を下記の通り公開いたします。

※計算式…「派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額」÷派遣料金の平均額  
（小数点第2位以下を四捨五入）

■本社 〒135-0063 東京都江東区有明3-4-10 TFTビル西館

派遣労働者数	22
派遣先事業所数	8
派遣料金の平均額 （1人1日8時間換算）	37,463円
派遣労働者の賃金の平均額 （1人1日8時間換算）	24,119円
マージン率	35.60%
福利厚生に関する事項	年次有給休暇、定期健康診断
教育訓練に関する事項	情報セキュリティ研修、IT技術研修
労使協定の範囲	派遣先で従事するすべての従業員
労使協定の有効期間	2020年4月1日から2022年3月31日 (2年間)

※ マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。